諏訪市中小企業

# 金融のしおり

〈令和７年度〉

諏訪市経済部商工課

# ◎ 諏訪市中小企業融資制度

| 資金名 | 融資対象 | 使途・限度額 | 利率 | 貸付期間等 | 連帯保証人・担保・保証料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般事業資金<br>※一般事業資金内での複数回利用可 | 中小企業者 | 設備 3,000 万円<br>運転 2,000 万円<br>（併用可）<br>ただし、併用の場合はあわせて 3,000 万円以内 | 設備年 1.7%<br>運転年 2.2% | 7 年以内<br>（建物等：10 年以内）<br>（据置：1 年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 小規模事業資金<br>※小規模事業資金内での複数回利用可 | 小規模企業者 | 設備・運転<br>2,000 万円<br>（併用可）<br>ただし、併用の場合はあわせて 2,000 万円以内 | 設備年 1.5%<br>運転年 2.0% | 7 年以内<br>（据置：1 年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）<br>原則として不要<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 上記 2 資金の利率については、「長野県ＳＤＧs 推進企業登録制度」へ登録をしている、又は「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている場合は、0.2%の引下げ | | | | | |
| 景気変動対策資金 | 中小企業者<br>最近 3 か月(建設業 6 か月)の売上高等が前年に比して 5%以上減少している方<br>危機関連保証の利用可 | 設備・運転<br>2,000 万円 | 年 1.6%<br>(うち 1.0%分<br>2 年間利子補給) | 7 年以内<br>（据置：1 年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 物価高対策資金 | 中小企業者<br>物価高の影響を受け、最近 3 か月（建設業 6 か月）の売上高又は収益性が、前 3 か年のいずれか同期に比べ 5%以上減少している方 | 運転 2,000 万円 | 年 1.2% | 7 年以内<br>（据置：2 年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 経営安定借換資金<br>※経営安定借換資金内での複数回利用可 | 中小企業者のうち<br>①又は②のいずれかに該当する方で、保証付きの既借入資金の元金を 1 年以上返済し、延滞がない方<br>①最近 3 か月(建設業 6 か月)の売上高等が前年に比して 10%以上減少している方<br>②最近 6 か月の売上高等が 2 年前又は 3 年前に比して 10%以上減少し、かつ前年同期に比して 5%以上減少している方 | 運転 3,000 万円<br>ただし、借換えのほか、借換対象資金の同額まで借入可 | 年 1.6% | 7 年以内<br>（据置：1 年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>※借換対象資金について担保を徴している場合は、引き続き担保を徴する<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 開業支援資金 | 現在事業を営んでおらず市内に開業しようとする方、又は市内に開業してから 5 年未満の方で、事業実施のために資金を必要とする方 | 設備 1,500 万円<br>運転 800 万円<br>（併用可）<br>ただし、併用の場合はあわせて 2,000 万円以内 | 年 1.1%<br>（全額 3 年間利子補給） | 設備 10 年以内<br>（据置：1 年以内）<br>運転 7 年以内<br>（据置：1 年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |

<table>
<tr><td rowspan="4">設備投資促進資金<br>※医業・歯科医業は除く</td><td>中小企業者<br>①　(製造業)<br>製品の品質向上や合理化等を図るため、先端機器等を設置しようとする方</td><td>①設備<br>3,000 万円</td><td rowspan="4">年 1.1%<br>(全額 3 年間利子補給)</td><td>7 年以内<br>(据置：1 年以内)</td><td rowspan="4">(連帯保証人)<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>(担保) 必要に応じて<br>(保証料) 市負担<br>※一部例外あり</td></tr>
<tr><td>中小企業者<br>②　(店舗)<br>商店街の活性化や個店の魅力アップを図るため、店舗の新築・増改築又は先端機器等を設置しようとする方</td><td>②設備<br>2,000 万円</td><td>7 年以内<br>(建物等：10 年以内)<br>(据置：1 年以内)</td></tr>
<tr><td>中小企業者<br>③　(全業種)<br>IoT、AI、ロボットを用いた設備の導入により生産性の向上を図ろうとする方</td><td rowspan="2">③④設備・運転<br>3,000 万円<br>(併用可)<br>ただし、併用の場合はあわせて 3,000 万円以内</td><td rowspan="2">7 年以内<br>(据置：1 年以内)</td></tr>
<tr><td>中小企業者<br>④　(全業種)<br>・工場、事業所等の省エネルギー化に資する施設又は設備の設置、整備等<br>・工場、事業所等の自家消費を目的とした再生エネルギーの利用に資する施設又は設備の設置、整備等（蓄電池の設置を含む。）<br>・工場、事業所等の敷地内で行う樹木の植栽に要する資金</td></tr>
<tr><td>新事業創出資金</td><td>中小企業者<br>①地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による地域経済牽引事業計画の承認を受けた方<br>②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律による農商工等連携事業計画の認定を受けた方</td><td>設備 3,000 万円<br>運転 2,000 万円</td><td>設備年 1.4%<br>運転年 1.9%</td><td>7 年以内<br>(据置：1 年以内)</td><td>(連帯保証人)<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>(担保) 必要に応じて<br>(保証料) 市負担<br>※一部例外あり</td></tr>
</table>

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 新事業創出資金 | ③中小企業等経営強化法による経営革新計画の承認を受けた方<br>④中小企業等経営強化法による経営力向上計画の認定を受けた方<br>⑤中小企業技術革新制度（SBIR）特定補助金等を国若しくは特定行政法人等から受けて研究開発を行う方又は当該補助金の交付等が終了してから3年以内に、その成果を活用し事業化等を行う方<br>⑥過去5年以内に諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金を受けた方で、補助対象となった技術の活用や製品の量産化等により事業化を図るもの<br>⑦事業計画が新分野の進出や事業の高度化に資するものであると市長が特に認めた方 | 設備3,000万円<br>運転2,000万円<br><br>⑦については<br>設備2,000万円<br>運転1,000万円 | 設備年1.4%<br>運転年1.9% | 7年以内<br>（据置：1年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 公害防止設備資金 | 製造業を営む中小企業者で、廃液・騒音・悪臭等の防止設備を必要とする方 | 設備 1,500万円 | 年1.4% | 7年以内<br>（据置：1年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）市負担<br>※一部例外あり |
| 企業用土地取得資金 | 中小企業者又は<br>中小企業団体<br>適正な立地により、市内の土地を新たに取得しようとする方<br>業種制限あり<br>（詳しくはお問い合わせください） | （中小企業者）<br>100㎡以上の土地に限る<br>5,000万円<br><br>（中小企業団体）<br>330㎡以上の土地に限る1億円 | 年1.4%<br>（全額3年間利子補給） | 10年以内<br>（据置：1年以内） | （連帯保証人）<br>個人は原則として不要<br>法人は原則として代表者<br>中小企業団体は原則として団体役員<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）事業主負担 |
| 団体資金 | 中小企業団体<br>市内の事業者を構成員とする中小企業団体で、設立した日から1年以上経過している団体 | 設備 3,000万円<br><br>運転 2,000万円 | 年2.3% | 7年以内<br>（建物等：10年以内）<br>（据置：1年以内） | （連帯保証人）<br>原則として団体役員<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）なし |
| 商工業組合振興資金 | 中小企業団体 | 設備 3,000万円<br><br>運転 1,000万円 | 年2.3% | 7年以内<br>（建物等：10年以内）<br>（据置：1年以内） | （連帯保証人）<br>原則として役員又は転貸先<br>（担保）必要に応じて<br>（保証料）なし |

## ○申込人の資格

①市内に事業所を有し、1 年以上引き続いて同一事業の営業実績があること。さらに個人事業主においては 1 年以上市内に居住していること

※開業支援資金は、市内に開業する予定である又は開業してから 5 年未満であること（個人事業主は市内居住者又は居住予定者であること）

※企業用土地取得資金は、事業所所在地が市内である又は 1 年以内に事業所所在地を置く予定であり、1 年以内に取得土地において着工し、営業を開始すること

②市税等を完納していること

③信用保証協会の定める対象業種で、信用保証協会の保証を得られること（団体資金、商工業組合振興資金を除く）

④許可等を必要とする業種にあっては、許可証等を有していること

⑤銀行取引停止処分中、保証協会で代位弁済中、保証債務延滞中、制度資金不正使用等の場合は対象外

## ○貸付額

貸付額は、10 万円以上、 1 万円未満の端数はこれを切り捨てるものであること

## ○対象とならない主な資金使途

①金融機関等への返済に充てるための借換資金

②事業目的以外のもの

③他の補助金を同一事業に利用するもの

④設備資金のうち、次のいずれかに該当するもの

・既に着工・設置・取得等がなされているもの

・設置場所や投下先が諏訪市以外のもの

・貸借対照表の固定資産に計上されないもの

・不動産取得のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの

## ○経営安定借換資金をご利用いただくための条件

①経営安定借換資金に係る金融機関と借換対象資金に係る金融機関が異なる場合、借換対象資金に係る金融機関又は支店の書面による承諾を得ること

②借換対象資金の残債を全額借り換えること（自己資金による返済を含まないこと。ただし、１万円未満の端数は切り捨てる。）

③借換対象資金に経営安定借換資金・緊急経済対策借換資金及び緊急経営借換資金を含まないこと

④借換対象資金が割賦償還による証書貸付形式であること

⑤借換対象資金について経営安定関連保証等の別枠保証を利用している場合、原則として経営安定借換資金についても別枠保証を利用すること

⑥経営安定借換資金について責任共有制度対象外の保証制度を利用する場合、借換対象資金に責任共有制度対象の保証制度を利用した資金を含まないこと

## ○一般事業資金・小規模事業資金・経営安定借換資金の取り扱い

一般事業資金・小規模事業資金・経営安定借換資金に限り、既往借入金残高を含め借入限度額内で複数回利用可能

## ○自動車購入の取り扱い

①3 及び 5 ナンバーの一般乗用に供する自動車は、原則対象外。ただし、車体に企業名又は屋号を塗装等取り外しできない方法で印字することを条件に対象とする。(※車体の両側のドア及びもう一面（計３か所以上）に、一文字 10ｃｍ四方以上で表示すること。マグネット等は不可。)

②付随する検査登録費用、自動車取得税、登録免許税、自動車税、自動車重量税、自賠責保険、リサイクル関連費用等の購入時に係る諸経費は、設備資金に含められます。（カーナビ等オプションは除く）

③法定耐用年数を超える場合は、実際に使用できると見込まれる期間及び更新等を勘案し、妥当な貸付期間を設定すること。

④私的利用は認めない。

## ○賃貸物件の改装の取り扱い

賃貸物件の改装等を行う場合は原則対象外。ただし、賃貸契約書上に原状回復義務等の記載があれば貸付対象となる。なお、賃貸契約書上に「貸主が認めた場合、そのままの退去も可能」等の特約がある場合は削除すること。

# ◎申し込み書類一覧表

| 提出書類＼資金別 | | 一般事業資金 | 諏訪市 小規模事業資金 | 諏訪市 景気変動対策資金 | 諏訪市 物価高対策賃金 | 諏訪市 経営安定借換資金 | 諏訪市 開業支援資金 | 諏訪市 設備投資促進資金 | 諏訪市 新事業創出資金 | 諏訪市 公害防止設備資金 | 諏訪市 企業用土地取得資金 | 諏訪市 団体資金 | 諏訪市 商工組合振興資金 | 備考 ※この他にも、審査上必要となる書類をご提出いただく場合があります。 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申込書類 | 融資あっせん申込書 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 押印不要 |
| 添付書類 | 信用保証委託申込書及び保証人等明細の写し | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 所在（住所）地の地図 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 市税納税証明書 | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (2) | (1) | (1) | (1) | (1) | (2) | (2) | 市役所 1 階市民課(制度資金に利用の旨お申し付け下さい) ※1 |
| | 前期の決算書 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 個人は確定申告書の写し・源泉徴収票の写し |
| | 最近の試算表 | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (2) | (1) | (1) | (1) | (1) | (2) | (2) | 個人は経営状況調書 ※2 |
| | 許可書の写し | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 許認可業種(営業・農転・消防等) |
| | 請負工事明細書 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 産業分類で「建設業」に分類される方 |
| | 売上減少の確認書類 | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | 試算表ほか |
| | 理由書 | | | | 1 | | | | | | | | | |
| | 見積書・カタログ・設計図 | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | 1 | | 2 | 2 | 設備の場合(見積書には印影が必要) |
| | 建築確認書の写し | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 建物建築の場合<br>※工事請負契約はあっせん決定後に行うこと |
| | 土地・建物売買契約書の写し | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | 1 | 2 | 2 | 土地・建物取得の場合 |
| | 土地公図の写し | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | 1 | 2 | 2 | 土地取得の場合 |
| | 賃貸契約書の写し | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 賃貸物件の改装等を行う場合 |
| | 事業計画書等 | | | | | | 2 | 1 | 1 | | | | | ※設備投資促進資金は事前に提出すること |
| | 収支予算書 | | | | | | 2 | | | | | 2 | | |
| | 市内居住確約書 | | | | | | 2 | | | | | | | 市内居住予定者の場合 |
| | 借入金残高を確認できる書類 | | | | | 1 | | | | | | | | 返済予定表等 |
| | 融資金返済に係る確認書 | | | | | 1 | | | | | | | | 他の金融機関の融資残高を借換える場合 |
| | 開業を証する書類 | | | | | | 2 | | | | | | | 開業届の写し（税務署)、法人設立届等 |
| | 商工会議所の意見書 | | | | | | (1) | | | | | | | 開業前の場合 |
| | 議決書の写し | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 転貸資金借受予定者名簿 | | | | | | | | | | | 2 | | 転貸資金の場合 |
| | 既往借入金完済の確認資料 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 債務消滅済の金銭消費貸借書等 |
| | 法人登記事項証明書・定款 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 初めて保証協会を利用する場合等 |
| | 印鑑証明書 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 初めて保証協会を利用する場合等の法人（写し) |
| 事後書類 | 設備完了届 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 設備の場合 ※3 |
| | 土地又は建物登記事項証明書 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 土地取得又は建物建築、取得の場合 ※3 |
| | 支払いを証する書類等 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 領収書の写し、車検証の写し等 ※3 |
| | 写真 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 設備を確認できるもの ※3 |
| 変更 | 融資あっせん利用者変更届 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ※4 |

※1　申込書の確認同意の場合は、添付は不要。同意をせず添付の場合は正本１部（納税証明書…納税状況の確認のできる最新のものを取得）
※2　最近６ヶ月以内に決算期である場合は不要。
※3　設備完了届の提出は、設備完了の日又は所有権移転完了の日から１月以内に行うこと。
※4　融資を利用中に、事業所所在地や居住場所が市外へ転出（移転）するなど、この制度の利用要件を満たさなくなった場合は、利子補給が停止します。また、保証料につきましても、市外転出（移転）日の属する月の翌月分から完済までの期間分の保証料額に市が負担した割合を乗じた金額の返還請求をいたします。（単純に期間のみで按分いたします。）

## ◎保証料について

企業用土地取得資金を除き全額市が負担します。
ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合、利用上乗せ分の保証料は事業者負担となり、市の負担割合は以下のとおりです。

| 区　　分 | 通　　常 | 事業者選択型経営者保証非提供制度利用 | |
|---|---|---|---|
| | | 上乗せ0.25% | 上乗せ0.45% |
| 一般保証（ＳＮなし） | 全額（100%） | 8/10（80%） | 7/10（70%） |
| 特別保証（ＳＮあり） | 全額（100%） | 3/4（75%） | 2/3（67%） |

## ◎融資の手続き

**金融相談**
～随時ご相談に応じています～
（期日に余裕をもって金融機関窓口等へご相談ください）
○ 相談は、代表者又はその会社に勤務する方で、経営内容を説明できる方がお越しください。
○ 決算書及び最近６ヶ月以内の試算表をお持ちください。
○ 設備資金の場合は見積書・カタログ・図面等をお持ちください。

**事前協議**
金融機関が長野県信用保証協会、諏訪市と融資の可否を協議します。

**申込書ダウンロード**
借入の内容が適当であると判断された場合、ホームページよりダウンロードしてください。

**申込書提出**
○ 申込書に必要な事項をご記入の上、必要書類を添えてお申し込みください。
○ 「意見書」が必要な資金は、商工会議所等において面談してください。
○ 金融機関を経由して信用保証協会へ保証申し込みをします。

**調査・審査**
申込内容を審査するとともに、信用保証協会と協議します。

**あっせん決定**
審査決定後、融資あっせん申込書を金融機関へ送付します。

**保証契約締結**
信用保証協会と保証委託契約を締結します。

**融資実行**
貸付が決定すると、金融機関で貸付証書が作成され、融資が実行されます。

**資金の返済等**
○ 設備資金完了届の提出（市制度は市へ、県制度は地域振興局へ提出）
○ 取扱金融機関へ借入金の返済をしていただきます。

**◆申込書提出から融資の実行まで、土・日・祝日を除いて７日ほど必要です。**

## ◎取扱関係機関

| | |
|---|---|
| 金融機関 | 商工組合中央金庫・三井住友銀行・八十二銀行・長野銀行・長野県信用組合・諏訪信用金庫の市内各支店（団体資金・商工業組合振興資金は指定行あり） |
| 受付機関 | 諏訪市役所経済部商工課（52－4141）・諏訪商工会議所（52－2155） |
| 保証機関 | 長野県信用保証協会諏訪支店（52－1946） |

## ◎中小企業者の範囲

| 業　　種 | 資本(出資)金 | 常時使用の従業員数 |
|---|---|---|
| 小　売　業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 〃 | 100人以下 |
| 卸　売　業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 工・鉱業、運輸業その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

資本金か従業員数のいずれかに該当すれば中小企業者となります。(別に政令特例業種有り)

## ◎小規模企業者の定義

| 種　　別 | 常時使用する従業員数 |
|---|---|
| 中小企業者の内 | ２０人以下 |
| 商業又はサービス業(宿泊業・娯楽業を除く) | ５人以下 |

・サービス業のうち、宿泊業、娯楽業については、常時使用する従業員数が20人以下
・一般事業資金と小規模事業資金の重複利用可

諏訪市ホームページからダウンロードできます

様式第1号(第10条関係)

受付印

# 諏訪市中小企業振興資金
# 融資あっせん申込書

〇〇年　〇月　〇日

(宛先)

諏　訪　市　長

| | |
|---|---|
| 所在地 | 諏訪市高島１－２２－３０ |
| (個人の場合)住所 | |
| 企業名（ふりがな） | ㈱諏訪市商会（すわししょうかい） |
| 代表者氏名（ふりがな） | 諏訪　花子（すわ　はなこ） |
| 生年月日 | 平成５年　1月　1日 |
| 電話番号 | （　0266　）　52　―　4141 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申込資金名 | 一般事業資金　（ＳＤＧｓ） | 金利： | 2.0　% |
| 申込金額 | 3,000,000 円 | | |
| 借入希望時期 | 〇〇年　〇月　〇日 | 借入希望金融機関 | 〇〇　銀行　〇〇　支店 |
| 借入期間 | 6カ月据置　54回月賦返済(計　60カ月) | 資金使途 | 設備資金・(運転資金) |
| 資金を必要とする理由(具体的に) | 新規商品仕入れのため<br>設備資金の場合　契約締結・着工予定日　年　月　日<br>設置完了・完成予定日　年　月　日 | | |
| 市制度資金利用状況 | 利用回数　2回 | 現在未返済額　千円　0 | ＊滞納状況（記入不要）<br>有　・　無（市確認） |

申込みに当たり、市が保有する申込者の市税の納付状況について閲覧することに同意します。

申込者名：

(以下記入不要)

＊

第　　号

様

年　　月　　日

諏訪市長　　金子　ゆかり　　㊞

本申込みについて、諏訪市中小企業振興資金融資あっせん要綱に定めるところによりあっせんします。